

# 中心区域での

# 商業、サービス業の事業主の方を応援します。

## 入善町元気な商店街再生事業補助金

中心市街地での店舗の減少を食い止めるとともに、まちなかでの賑わいを創出するため、商店等の新築や買取り、リニューアル、備品購入などの設備資金に支援を行います。

### ● 補助対象エリア

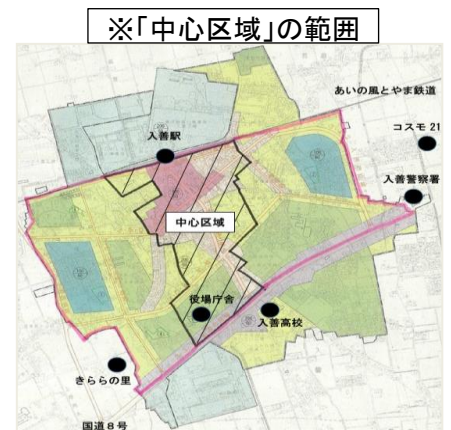
中心区域（入善町中心市街地活性化基本計画において「中心市街地活性化区域」として指定した区域）

### ● 補助対象者

・日本産業分類に定める大分類のうち、下表に定める業種を営む者

大分類
I-卸売業、小売業(ただし、中分類61-無店舗小売業を除く)
L-学術研究、専門・技術サービス業(ただし、中分類71-学術・開発研究機関を除く)
M-宿泊業、飲食サービス業
N-生活関連サービス業、娯楽業(ただし、中分類80-娯楽業を除く)

- ・町税の滞納がない者
- ・風営法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業に該当しないこと
- ・補助の対象となる店舗等を開業してから5年以上経過していること



### ● 補助対象経費等

- ・店舗等の新築、増築費用
  - ・空き店舗等の取得費用
  - ・店舗等の改築費用
  - ・店舗等の移転に伴う改装費用(起業チャレンジ応援事業補助金の交付を受けた者は対象外)
  - ・店舗新築等に伴う什器備品の取得費用
- ※補助対象経費下限額は100万円以上
- ※同じ事業主体が行う、同一業種かつ同一店舗等に対する補助金の交付は、1回に限る

### ● 補助率

補助対象経費の1/3以内

※ただし、後継者が店舗の営業を引き継ぐ際の新築等については、1/2以内

### ● 補助限度額

1件あたり100万円

※ただし、後継者が店舗の営業を引き継ぐ際の新築等については、200万円

### ● 申請方法

事前に商工会と相談の上、次の書類を提出してください。

- (1) 様式第1号「入善町元気な商店街再生事業補助金交付申請書」
- (2) 関係書類(事業計画書、収支予算書)
- (3) 様式第1-2号「補助金返還についての誓約書」
- (4) 町税滞納有無調査承諾書
- (5) 請求兼振込依頼書
- (6) 債権者登録申請書(町に登録のない方のみ提出)

■ 問い合わせ先  
入善町 キラキラ商工観光課 商工観光係  
〒939-0693  
富山県下新川郡入善町入膳3255番地  
TEL 0765-72-3802(直通)  
FAX 0765-74-2108